

議案第28号

東郷町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部改正について

東郷町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和3年5月31日提出

東郷町長 井 俣 憲 治

説 明

この案を提出するのは、新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い必要があるからである。

東郷町新型コロナウイルス感染症対策基金条例の一部を改正する条例

東郷町新型コロナウイルス感染症対策基金条例（令和２年東郷町条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第２条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成２４年法律第３１号）附則第１条の２第１項に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和２年１月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案の概要

1 改正理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和3年法律第5号）の施行に伴い必要があるからである。

2 改正内容

本条例における「新型コロナウイルス感染症」の定義について、引用している新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定が削除されたことにより、規定を整理すること。（第2条関係）

3 施行期日

公布の日から施行すること。